

2018 年 11 月

「赤血球不規則抗体保有カード」に関するアンケート

「輸血療法の実施に関する指針」では「37℃で反応する臨床的意義（副作用を起こす可能性）のある不規則抗体が検出された場合には、患者にその旨を記載したカードを常時携帯させることが望ましい」とされています。埼玉県合同輸血療法委員会では、多くの施設で活用してもらい遅発性溶血性副作用の防止に役立てていただくことを目的に、2015 年 12 月に埼玉県内共用の「赤血球不規則抗体保有カード」を作成し、埼玉県輸血フォーラムにおいて報告してまいりました。

「赤血球不規則抗体保有カード」は 2018 年 6 月現在 32 施設で発行しており、カードの発行枚数も増えカードを持ち込まれた施設もあると思われます。また、日本輸血・細胞治療学会からも「輸血関連情報カード」の発行アプリが配信されており活用している施設もあると思います。

この度、本委員会では「赤血球不規則抗体保有カード」（輸血関連情報カードを含む）の発行数と持ち込まれた施設での現状や問題点を把握するため、再調査を実施する運びとなりました。いただいたご意見等は今後の「赤血球不規則抗体保有カード」運用に活用していく次第です。

つきましては、簡単なアンケートを用意しました。ご多忙中誠に恐れ入りますが、同封いたしましたアンケートにご協力よろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ

埼玉県赤十字血液センター 学術課（埼玉県合同輸血療法委員会事務局）

TEL : 048-720-8006 E-mail : st-godoyuketsu@kts.bbc.jrc.or.jp